

# 内部統制報告書

(金融商品取引法 24 条の 4 の 4 に基づく報告書)

事業年度 自 平成 20 年 4 月 1 日  
(第 41 期) 至 平成 21 年 3 月 31 日

青葉コーポレーション株式会社

〇〇市〇〇区〇〇台 3-2-1

## ・整備及び運用に関する事項

私たちは、財務報告に係る有効な内部統制を整備・構築し、維持しかつ運用することに責任を有していることを表明するものです。私たちの財務報告に係る内部統制の構築と運用は、一般に公正妥当と認められる米国の COSO のエンタープライズ・リスク・マネジメントの枠組みに準拠しております。

当社の財務報告に係る内部統制の構築と運用は、一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき外部への情報開示のための財務報告書が作成されること、また作成された財務報告書が当社の事業活動の状況と結果を、信頼性を持って示していることを合理的に保証するものです。

当社の財務報告に係る内部統制は、具体的には次のような目的を達成するための当社内における方針及び仕組みと手続です。

- (1) 会社の資産の取引及び処分について、合理的な範囲で詳細に、正確にかつ適正に記録し、その記録を維持すること。
- (2) 一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成される財務諸表の記載内容が、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性を満たすよう取引が記録され、当社の収入及び支出は当社の経営者及び取締役又は当社の経営者及び取締役が権限を与えた当社の社員の承認に基づいたもののみが、なされることに合理的な保証を与えること。
- (3) 財務諸表に重要な影響を与えるかもしれない当社の資産が、当社の経営者及び取締役又は当社の経営者及び取締役が権限を与えた当社の社員の未承認のままに取得、使用または処分されることをできる限り予防し、あるいはそのような状況をできるだけ早く発見することについて合理的な保証を与えること。

### 【内部統制の固有の限界】

私たちは、当社の財務報告に係る内部統制は、次のような固有の限界を持っており、以上の目的を達成するための絶対的な手段でないことを十分認識していますが、内部統制を構

成する基本要素である、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及び IT への対応を一体となって機能させることで、以上の目的を合理的な範囲で達成しようとするものであることを表明します。

- (1) 内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって機能しなくなる場合がある。
- (2) 内部統制は、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合がある。
- (3) 内部統制の整備及び運用に際しては、費用と便益の比較衡量が求められる。

#### ・ 評価の範囲、評価時点及び評価手続について

##### 【評価の対象事業所】

私たちは当社の財務報告に係る内部統制の評価については、次のような事業所を対象といたしました。

- 本社管理部門
- ポセイドン事業本部
- ブランド A 事業部とその子会社
- ブランド B 事業部とその子会社
- ライセンス販売事業本部
- 中国の製造子会社

その理由は次のとおりです。

- (1) ポセイドン事業本部、ブランド A 事業部、ブランド B 事業部、ライセンス事業本部の 4 事業所がそれらの売上の合計で平成 18 年度の連結売上の 80%を占める重要な事業所である。
- (2) 中国の製造子会社は、その置かれている環境から推して、非常にリスクが高い事業を営んでいること、また当社の中期的な戦略上、将来の生産を当子会社にシフトす

る計画であること。

- (3) 本社管理部門は全社的な内部統制の見地から、上記の事業所の内部統制に大きな影響を持つこと。

**【評価の対象業務プロセス】**

またこれらの事業所における業務プロセスは、財務諸表における各勘定のウエイトを考慮して、重要な勘定である売上勘定、売掛金勘定、買掛勘定、棚卸資産勘定に関わる販売プロセス、購買プロセス及び在庫管理プロセスとした。これに加えて財務報告に直接関わる会計処理プロセス、財務報告プロセスを評価の対象としました。

**【評価を行った時期】**

平成 20 年 7 月 15 日より平成 20 年 8 月 31 日まで：

財務報告に係る内部統制の整備の状況の評価

平成 20 年 9 月 1 日より平成 20 年 12 月 31 日まで：

財務報告に係る内部統制の運用の状況の評価

**【評価の基準と評価の手続の概要】**

一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成される財務諸表について、その記載内容が、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性に照らして正確で信頼のおけるものであるかどうかの観点から、当社の財務報告に係る内部統制の整備を、取引の開始、承認、記録、処理、報告に関する仕組みと手続を中心に評価しました。

当社の財務報告に係る内部統制の運用については次の方法により、当社の財務報告に係る内部統制が、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成される財務諸表の実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性を合理的に保証しているかどうかを、取引の開始、承認、記録、処理、報告に関する仕組みと手続を中心に実際にテストし評価しました。

- アンケート調査

- インタビュー
- サンプルによる実査
- 実地見聞

#### 【重要な欠陥の判断基準】

財務報告に係る内部統制の不備を重要な欠陥とするかどうかの判断は、次のような基準に拠りました。

#### 金額的な重要性の判断

- ① 連結税引き前利益の3%以上
- ② 連結棚卸資産の5%以上

#### 質的な重要性の判断

質的な重要性については数字的な基準値は示せませんが、次のような項目に対して内部統制の不備がどのような影響を与えるかという点について、当社代表取締役社長が判断します。

- ① 上場廃止基準に関わる記載事項
- ② 財務制限条項に関わる記載事項
- ③ 関連当事者との取引に関わる記載事項
- ④ 大株主の状況に関する記載事項

#### ・ 評価結果の表明

私たちは、上記に述べたような一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠して、平成21年3月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しました。この結果、私たちは、平成21年3月31日現在において、上記の基準に基づいて当社の財務報告に係る内部統制は有効に機能していると判断いたしました。

・付記事項

- ① 財務報告及び財務報告に係る内部統制の有効性の評価に影響を及ぼす後発事象  
特にありません。
- ② 期末日後に実施した重要な欠陥に対する是正措置  
特にありません。

以上

青葉コーポレーション株式会社

代表取締役社長 宮田 健太郎 ⑩

代表取締役専務 井川 孝三 ⑩

(経理・財務担当)